

## 別紙

### 韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業委託仕様書

#### 1 件名 韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業委託仕様書

#### 2 委託の趣旨（目的）

韓国市場からの訪日インバウンド需要はコロナ禍前と同水準にまで回復している一方で、一部の観光地に外国人観光客が集中している現状があり、認知が低い観光地などのPRが必要となっている。

また、韓国人の旅前の情報収集方法としてNAVERブログが最も多く、SNSはそれに続く構図となっている。訪日旅行者はリピーターが約8割を占めており、定番の観光地だけでなく、新たな魅力を発見し、韓国人目線での情報発信を行うことが重要である。

そこで、山口県、北九州市、大分県の3自治体で連携して旅行分野に強い韓国人インフルエンサーを起用し、情報発信を行うことで観光認知度の向上を図る。併せて、韓国人インフルエンサー等の意見を取り入れながら3自治体を周遊するモデルコースを作成することで、広域周遊の促進につなげる。

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月20日（木）まで

#### 4 業務内容

##### (1) インフルエンサーを活用した3泊4日旅の提案（モデルコース）

##### (ア) 旅行分野に強いインフルエンサーの招請、取材

- ・ インフルエンサーは、2名以上起用すること
- ・ ターゲットはレンタカーなどで周遊するFIT客とすること
- ・ ターゲットの行動に関して影響力をもち、3自治体の魅力を効果的にPRできること
- ・ 観光素材として構図やアングルなど見映えのよい素材（写真、動画）を撮影できること
- ・ 下記（イ）のコースを取材し、情報発信を行うこと
- ・ 取材に係る費用（使用料、出演料、謝礼金など）は受託者の負担とすること
- ・ 取材が円滑に行われるようにディレクターを配置するなど適切な体制を構築すること
- ・ モデルコースを周遊した後、詳細なアンケートを実施し、意見を集約すること

##### (イ) 3泊4日旅（モデルコース）

- ・ 3自治体と協議の上、モデルコースを2～3コース作成すること
- ・ すべてのモデルコースで山口県、北九州市、大分県に各1泊すること
- ・ レンタカーを利用し、3自治体を周遊する行程とすること
- ・ 国内の始点・終点は福岡県、大分県、山口県にある空港または港とすること

- ・ フォロワー層及びターゲット層に適した内容となるよう、インフルエンサーによる情報発信後、インフルエンサーの意見や閲覧者の反応を取り入れ、モデルコースのブラッシュアップを行うこと
- ・ インフルエンサーや閲覧者の反応は、取りまとめが完了次第、最終報告とは別に中間報告を行うこと

#### (ウ) その他

- ・ 撮影時期は、提案を基に協議の上決定すること
- ・ 最終的に起用するインフルエンサーは、協議の上決定すること

### (2) 情報発信

- ・ 対象地域は4 (1) - (イ) 記載の始点、終点を考慮し、効果的に発信すること
- ・ インフルエンサーの発信媒体は NAVER ブログを必須とし、その他 SNS は必要に応じて提案すること (SNS は Instagram、YouTube など種類は問わない)
- ・ 効果的な情報拡散のため、各種広告が必要と判断した場合は取り入れること
- ・ インフルエンサーによる投稿数、投稿時期は、効果的に PR できる回数等を提案し、情報発信にあたり達成可能な目標 KPI を設定すること

### (3) 自由提案

上記 (1)・(2) に加え、3 自治体の認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションがあれば予算内で提案すること。その際、提案内容に応じた KPI を設定すること。

### (4) 報告書および成果物の提出

- ・ 事業完了後、委託期間内に報告書を提出すること
- ・ 納品の形式などは協議の上決定するものとする
- ・ 投稿以外に撮影した写真、動画データも、成果物として納品すること
- ・ 成果物は、二次利用 (ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等) が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする

## 5 企画提案にあたっての注意点

見積には事業の実施に必要なすべての経費 (運営費、人件費、消耗品費、通信運搬費等) を含むものとし、業務とは直接関係ない経費 (会合や飲食費含む) は対象外とする。

## 6 スケジュール

- ・ 7月2日 (火) 規格提案書提出期限
- ・ 7月9日 (火) プレゼンテーション
- ・ 7月16日 (火) 審査結果通知 (予定)

## 7 成果物の著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則として委託者に帰属すること。事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、委託者に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない
- (2) 成果物は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること

## 8 実施体制

- (1) 専任の担当者を配置し、打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること
- (2) 企画提案等の内容は、委託者と受託候補者との協議により調整を行ったのち、契約を締結すること

## 9 その他の条件

- (1) パートナー企業として、委託者に対してプロモーションプランを提案するとともに、認知度・好感度を高め、魅力（ブランド力）の向上と定着、さらには誘客につなげることを目的とした効果的・効率的なPR手法を検討・協議のうえ、決定した広報内容を確実に実施すること
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を明確かつ詳細に作成・提示すること
- (3) 本仕様に定めのない項目については、委託者と受託者の協議の上決定すること